

福島県外の東北地方で観光関連の事業を営む申立会社について、原発事故の影響により観光客が減少したことに伴う平成24年3月から平成27年3月までの逸失利益（原発事故の影響割合については平成24年3月から平成25年3月まで3割、平成25年4月から平成26年3月まで2割、平成26年4月から平成27年3月まで1割）の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

- (1) 逸失利益（期間：自 平成24年3月1日 至 平成27年3月31日）
- (2) 本件和解仲介に関する弁護士費用

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目に対する和解金として、下記のとおり金3173万5329円の支払義務があることを認める。

記

- (1) 逸失利益（期間：自 平成24年3月1日 至 平成27年3月31日）
金3081万0999円
- (2) 本件和解仲介に関する弁護士費用
金92万4330円
- (3) 上記合計
金3173万5329円

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務はない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対し

て別途請求しない。

5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（または記名）押印の上、各自1通を保有する。

また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年6月3日

（仲介委員 斎藤 淳一）